

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会  
第3回会議 議事概要

- 1 開催日時 令和元年(2019年)9月9日(月曜日)  
午後2時00分から午後4時10分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階会議室1
- 3 出席委員 岡田委員、織田委員、川本委員、佐藤委員、宿谷委員、関根委員、  
玉木委員、中西委員、西村委員、堀井委員、山野委員、山本委員、  
吉田委員 (五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題1「論点整理について意見交換」

5 議事概要

(1)開会

(2)議題

議題1「論点整理について意見交換」

- 資料1および資料2について事務局から説明

(委員長)

資料以外で事務局から補足説明があれば。

(事務局)

前回紹介のあった手話言語白書も読んだ上で、先行する26道府県の条例を読み込み、分析を行った(資料2)。

事務局としては、可能な限り正確な事実を委員の皆様にお伝えし、議論を深めていただきたいと考えている。

- 佐藤委員より提供資料について説明

(委員)

委員からこういう意見をお聞きしたいという趣旨で発言する。

1回目、2回目でも発言したが、発達障害は障害特性が多種多様ということもあり、何かこの規定を条例の中に入れてほしいというよりは、条例全体のわかりやすさや県民の方の考え方、コミュニケーションに対する理解が広まっていくよう

な条例になればいいと考えている。であるので、例えば条例のタイトルにしても、中の項目についても、整理されているか、わかりやすいか、ということ重視している。

事務局にまとめていただいた今回の資料は大変わかりやすいと思う。例えば、手話言語について、パーセントで対比されているように、一つ一つの規定が重要であり、この規定を外さず全部入れたらいいのか、または、そもそも単独でやることこそが大事なのか。

手話言語に限らず、全ての委員がどういう部分で特に条例の検討にコミットされたいと思っているのか。全員に聞くことが適切かわからないが、そこが曖昧であると話がしにくいと感じている。

(委員長)

委員の発言は、資料 1 の 2 ページ目、3. 条例の形についての各委員からの意見を聞きたいということか。

(委員)

2 点あり、1 点は資料 1 の 3. 条例の形について、もう 1 点は資料 2 の条例の反映状況の割合が示されている部分について、条例の内容で言及されていることが重要なのか、条例の形が重要なのか、そのバランスがある程度揃わないと議論が難しいのではないかと考えている。

(委員)

事務局から説明いただき、おおよそ理解できたと思う。

単独型、一体型、どちらがいいか。議論になっていくかもしれないが、栗東市の例を挙げたい。

栗東市手話言語及び障害者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会は、現在まで 5 回、積み重ねてきている。最初は一体型のほうがいいという意見が多数あったが、栗東市ろうあ協会から、手話言語の部分とコミュニケーションの部分は、分けたほうがいいという意見を出した。手話言語の部分とコミュニケーションの部分を混ぜて一体化してしまうと、条例そのものが薄くなってしまい、何を訴えているかわからなくなってしまうので、分けたほうがいいという意見を強く出したところ、他の委員から「分からない」という声や「手話言語に関する知識をもっと深めたい」という意見も出てきた。そして、専門家から 30 分程度、話をしていただいた上で議論を進め、結論は分けるということになった。

今回は、分けるか一体化するかを話す場ではないと思うので、まずは専門家に来ていただき、皆さんと一緒にまずは理解をした上で進めていただきたい。

(委員長)

ご提案いただいた専門家について、どなたか推薦される方はおられるか。

(委員)

どなたがいいか内部的に相談を重ね、日本手話研究所の所長をされている高田英一氏にお願いをしている。

(委員長)

次回、専門家に来ていただき、意見を聞く時間もとれればと思うので、事務局と相談して決めさせていただきたい。

(委員)

前回も話があったが、その専門家の話を聞くことともう一つ、近江八幡で先行して市の条例がつくられているので、その背景や実施状況なども、具体的に聞かせていただきたい。

また、事務局に質問であるが、一体型と別立型の条例の分量はどのようなになっているのか、教えていただきたい。

(事務局)

県によってことなるが、大きく言えることは、一体型の条例のほうが条文が多い。単独型、別立型の大阪府や北海道の条文は少ない。

(委員)

一般的にそうであることはわかるが、具体的に一体型は何条まであって、別立型・単独型は何条くらいに整理されているか、教えていただきたい。

(事務局)

少し時間をいただきたい。後程、御報告する。

(委員長)

委員から意見のあった、近江八幡市の条例については、次回、奥村委員から話をさせていただければと思う。

(委員)

高田英一氏を呼んで勉強しても、私は一体型を推すと思う。逆に一体化しないことで、双方の価値が低くなるように思う。言語もコミュニケーションの一つであるし、非言語もコミュニケーションの一つである。

例えば、盲導犬は基本的に言語ではコミュニケーションはとれない。確か犬は色の識別もできないのではなかったか。それでも、電柱にかけられたおしっこでコミュニケーションをとったり、尻尾を振ったり、私も犬を飼っているが、犬は笑うこともある。

手話言語とコミュニケーションを別立てに分けてしまうと、そこには何か裂け目のようなものが出来てしまうのではないかとずっと思っている。

(委員長)

議論を中断して、事務局から先ほどの質問への回答をお願いしたい。

(事務局)

単独型・別立型は、1番短いものが大阪府の5条、1番長いのは長野県と奈良県

の18条。単独型・別立型は5条から18条と幅がある。  
一体型は、宮崎県が13条から千葉県、岐阜県、京都府、佐賀県が16条という状況になっている。

(委員)

単独型、一体型という観点から、様々な意見が出ているが、何れにしても、条例が県の政策に反映され、県民の間に幅広く浸透されていくことが重要でないかと思う。

私は、一体型であろうと単独型であろうと、そのような目的が達成されるのであれば、問題はないと考えている。ただ、聴覚障害者の中でも全日本ろうあ連盟の方々は、やはり手話言語は自分たちにとって、そこが大切なところであるという思いを持たれている。

聴覚障害者の立場から申し上げると、聴覚障害にも幅があり、軽度の方、言葉はわからないがある程度の音源は耳に入ってきて、補聴器をすれば話の内容が半分程度は理解できるという方から、車のクラクションは辛うじて聞こえるが、雨の音すら聞こえないという方もおられる。それに盲ろうの方、目の見えないという方もいる。

このような委員会の活動において、聴覚障害の中で、何に力点を置くかというところ、一番障害の重い方に焦点を合わせて、臨まなければならないと思う。

日本障害者協会の藤井克徳氏が、我々の活動は最も障害の重い方に焦点を合わせて活動をしていかなければならないということを言われており、私は全日本ろうあ連盟の方々の思いも大事にしなければならないと思っている。高田英一氏が説明に来てくださることは、非常にいいことだと思っている。単独型か一体型か、結論がどうなるかわからないが、そういったことは別として、やはり、そういった考え、思いもあるということは、理解をいただきたいと思う。

(委員長)

重い軽い、周りから見える見えないなど、障害を比べることがよくあるが、私はそれを言われる度に傷ついている。見える障害だからいいねとか、障害が軽くて何でも発言ができるからいいねとか、言われるたびにへこんでいる。

実は本当の障害というのは、それぞれが抱えている生きづらさや暮らしづらさであって、そこは比較できるものではないと思っている。ただ、委員が言われるように、重たいと言われる人達の気持ちに寄り添うことは大事なことだと思っており、ここにいる皆さんと共有していきたい。誰のための条例かといえば、きれいごとには聞こえるかもしれないが、みんなのための条例だと思う。

(委員)

私は、前の仕事のときに健常者の中で仕事をしており、障害を持っていることはわかってもらえなかった。

こうやって発言することがなかったり、言い返せる立場でもなかったもので、障害を持っているから挨拶できないだろうといった言葉をかけられたりした。前の仕事は13年ほど務めたが、最後の方はそういうことを言われるのではないかとか思ったり、匂いでだめになったり、行こうと思っても体が拒否反応を起こしてし

まい、最終的には2カ月、3カ月仕事を休まないといけなくなった。行きたいけれど行けなくなってしまい、もうこれ以上会社にも迷惑をかけられないため、退職という形にさせていただき、今は次のところで頑張っているが、やはり、知的障害を持っているということは、健常者の方にはわかってもらえていない。

健常者の方は、普通に話せているから、障害を持っていても傷ついたりはないと思っていると思うが、私は傷ついたり、会社の中で周りに相談できる人がいなかった。今は、支援センターから、月1回ではあるが調子を聞いてくれたりしているので、そこで話したりというのもある。

資料に戻るが、最初は、手話は手話、コミュニケーションはコミュニケーションでと考えていたが、それをしてしまうと膨大な数の条例をつくらなければいけないことになってしまう。できるのであれば、手話言語と情報コミュニケーションは一緒に考えていった方がいいと思っている。

#### (委員)

同じように、発達障害者も見えない障害といわれており、会社内でコミュニケーションをとっていきうちに変な感じになり、マイノリティーになり、いじめられたりして、結局は心を病んで辞めていく。コミュニケーションの中で負ける。

当事者会を長年やっている中で、割と出てくる意見として、障害の重い軽いの話になるが、私は一見障害が軽いように見えるが自閉度が高い。

知的障害のある人はいいいねと言われる。子供のころから配慮を受けて、就職も世話をしてもらえてという声が当事者会の中では度々あり、大人になってから診断を受けると孤立無援になる。障害の重い軽いとは何かと思うと、一概にわからない。

私の母が難聴者で、高齢で難聴が進んで40代ぐらいから補聴器をしているが、中途半端に聞こえない。聞こえないのであれば、書いたりもするが、中途半端に聞こえないというのも重いなと思う。こちらとしても、完全に聞こえないのであればあきらめもつくが、少し聞こえらるとなると、逆に、身内というのがあるがいらいらしてしまう。

短時間一緒にいるだけではわからない、自閉症や知的障害といった、コミュニケーションの障害は、社会生活を営む上で、すごくマイナス要素になってしまう。マイナス要素になった部分は、どうしても障害のある当事者自身が引き受けなければいけないということがあるということをお伝えしたかった。

#### (委員)

資料2の1ページ、条例の形式および対象範囲で、単独型・一体型・別立型の三つに分類して、どこの県がということが整理されている。手話言語を単独で条例化したものが17あるが、この中には情報コミュニケーション条例ができてから手話言語条例をつくったものもおそらくあるであろうし、まだ情報コミュニケーション条例ができ上がってないところもおそらくあると思う。そこが、ここでは見えない。私自身もそこまで資料を持ってないのでわからないが、手話単独での条例はできているが、情報コミュニケーション条例ができているかもしれないこともあるのではないかと思う。

別立型の北海道に関しては、両方が同時にできている。平成30年3月20日に、

一つは北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例、もう一つが、北海道障害者の意思疎通の総合的な支援に関する条例が成立されている。

条例としては三つの形があるが、それぞれの県でどのような条例が運用されているかは違うように、単純にこの三つで分かれて、だからというふうに協議できない部分があるのではないかと思う。

私は手話通訳を仕事としてもやっているため、こういった問題についての学習会等も多く出ており、知っているところもある。他の方から見るとわかりにくいとは確かに思う。

北海道の条例の目的に関して言うと、手話言語に関する条例の部分は、「この条例は、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ」となっており、もっと手話を使いやすい社会の実現に資することを目的とする、それが言語条例。コミュニケーションに関しては、障害者の意思疎通の支援に関し、となっており目的が違う。

会議に参加して思うことは、会議に参加されている皆さんは手話を見たこともあるし、手話を知らないということはないと思うが、現実、手話通訳で行く立場としては、手話通訳は結構ですということも現実にある。それを、どのようにクリアしていくかとなると、一つの方法としては、滋賀県には手話言語条例をつくること。また、このように様々な障害の方が委員として集まっていることを考えると、別立てとして、情報コミュニケーション条例も必要ではないかと思う。

#### (委員)

高田英一氏をお招きしてということは、とてもいい方法だと思う。

先ほど会社についての話があったが、私自身もそれに近い経験がある。会社に15年間勤めていたが、1人では通勤が難しく、母親と一緒に通勤していた。他の社員は聞こえる方で、私だけが聞こえないという、コミュニケーションに障害のある状況の中で働いていた。

会社の中では技術的には1番だと褒めていただいていたが、コミュニケーションがうまくいかないという悩みの中で、どうしたらいいのかと苦しんでいた。聾学校の同級生の友人から誘われて、ろうあ協会の活動に参加してはどうかということで、一緒に参加するようになった。一緒に活動してきてよかったという記憶がある。

手話言語条例が大切だということ、コミュニケーション条例とは別立てとしていただきたいということをお伝えしたい。

盲ろう者の状況としては、聾ベースで見えなくなった方は情報が少ない。文章を読むことや点字が苦手な方も多い。触手話での通訳に頼っている方が多い。それも大切なので、やはり別々に条例をつくっていただきたいと思う。

#### (委員)

皆さんの意見を聞いて、当事者の思いを大切にしていきたいと思った。手話が必要な人はろう者という当事者。まず尊重していただきたいという気持ちを強く持っている。一体化したらいいのではと軽い気持ちで言われるのはちょっとどうかと思う。一度、高田英一氏をお招きして、一緒に勉強していただきたい。

もう一つは、情報アクセス、聞こえる人も抱える問題だと思う。障害者だけでは

ないと思う。情報アクセシビリティーに関しての専門家もお呼びして、勉強してはどうかと思う。そういった考えはあるか。

(委員長)

ご提案いただいたように、次回会議に高田英一氏をお呼びするということと、近江八幡市の奥村委員から近江八幡市の情報をお教えいただくということ、さらに、情報コミュニケーションに関する ICT の専門家にも来ていただくということは私も思っていた。事務局と相談して、できる限りお呼びして勉強したいと思う。4 回目については、意見を言い合うというよりは皆さんと一緒に勉強していく機会にしていきたい。そういった方向でよいか。

(委員)

情報アクセシビリティーとは、障害のあるなしにかかわらず、最近で言えば、災害が多発しており、聞こえる人も困った状態になっている。そういう課題がたくさんあると思う。障害者の問題ではなく、そのあたりも含めて、情報アクセシビリティーの課題は何なのかという話をしていただけるような方を呼んでいただきたい。

(委員長)

私もそう思っており、いろいろな人が情報があるにもかかわらずアクセスできない。そこに課題があると思うので、そこを勉強していきたい。

(委員)

議論を戻してしまうかもしれないが、条例の名前のわかりやすさという意味で、別立てまたは情報コミュニケーション条例がいいと考えている。滋賀県には手話言語条例があることが大事であるという意見は、確かにそういうこともあるのかと思った。一体型の中にも、条例の名称に手話言語という言葉が含まれるものと入っていないものと両方ある。今、伺いたいのが、一体型でも、条例名に手話言語と含まれれば、先ほどの滋賀県には手話言語条例や情報コミュニケーションに関する条例があるといえるか。または、完全に別立てで、手話言語条例というものが単独であったほうがいいのか。委員の経験や周りの方の意見などお伺いしたい。

(委員)

先ほども当事者として話があったが、滋賀県ろうあ協会としては、手話言語条例を策定してほしいということがずっとあるので、そこを尊重するという意味では、一体化したところに文章を入れていけばいいのかということ、そうではないと思う。

(委員)

私は少し手話がわかるという程度のつながりだが、手話でコミュニケーションされる方と手話通訳の方の中に、手話がわからない私が入ったときに、外国に行ったような心境になったことがある。そのときに、これは言葉だなということ、手話の国に来たのかなという印象を持って、隣にいる人が遠くに感じたことがあっ

た。やはりこれはコミュニケーション手段というより、言語だと感じたことがあったので、それほど深く勉強したわけではないが、別立てで条例をつくったほうがいいと思っている。

資料2の分析で、一体型である程度カバーができていう数字が出ているが、資料2の3ページの③で、学校設置者等の役割について、単独型・別立型の中には、ろう児等への手話学習の機会への重視がある。ろう児だけではなく、難聴児も情報をどのように得ていくか、情報アクセシビリティの面で重要なことであり、深いものを入れている条例もあるのかと思った。そういうものが満たされていかないと、人の一生を充実して送ることができないのではないかと考えている。

(委員)

ろう学校での経験だが、最初は聞こえなくて、途中から見えなくなり、先生とのコミュニケーションに障害がたくさんあった。同級の人たちからも遅れてしまい、恥ずかしい苦しい経験をした。盲ろう児のためにも、手話の勉強は必要だと思う。苦しい経験があったので、一緒に手話を盛り込んでいただきたいと思う。

(委員)

一体型でも、別々でも、手話を言語として、コミュニケーションの手段として、しっかりと位置づけていくということは、共通の認識だと思う。

今回、データを整理していただいて、感動したところもある。手話言語についてしっかりと規定しているものは、単独型よりも一体型のほうが5,6倍多い。基本理念については同程度だが、それ以外にも、県の責務については一体型のほうが明確に出しており、手話の普及についても、単独型よりも一体型のほうが3倍程度多い。

一体型になれば、手話が普及できないかということ、必ずしもそうでもない。全体の中で、一体型で割合が低いと思えるのは、全体のうちの4つ程度。それ以外では、一体型のほうが数字的には高い。一体型になると、手話が薄まるということはないように思う。

本来は国で情報コミュニケーション法をつくり、そこに、手話を明確に入れてほしいという気持ちはある。しかし、この中で議論されていることは、日本人で障害の違い、自分以外の障害をあまり理解できてないという問題から始まっている気もする。障害者は自分以外の障害をあまり知らない。だからこそ、ここで集まって話をする意味がある。

盲導犬は滋賀県でも受け入れてもらえるか伺ったところ、やはり旅館やレストランでは未だに断られる。補助犬法ができて12年以上経っており、受け入れなければいけないという法律があるにもかかわらず、まだ受け入れられてない。それは、盲導犬や聴導犬、障害者に対する理解がまだ薄いから。このことは条例や法律をつくった後にも、ずっと同じように、教育を続けていかなければ変わらない。条例つくろうというのは、第一歩だと思う。

それと同時に、自分の障害以外ももっと知り合うことが大切だと思う。重い軽いではなく、いろいろな生きづらさを抱えている人がたくさんいるということ。その人たちの情報とコミュニケーションを支援するにはどうすればいいのかということ、いろいろな障害の人の立場に立って、一緒に考える場がこの委員会であ

ってほしいと思う。

(委員長)

今日の意見を踏まえて、次回の4回目は、高田英一氏と近江八幡の奥村委員と情報コミュニケーションの専門家をお呼びして、勉強会をしたいと思う。

今日の議論を聞いていて、言語とコミュニケーションを言葉として、共通の認識で使っているかということが気になった。コミュニケーションとはおそらく意思疎通のことであり、意思疎通を円滑にしていくということ。言語とは何をもって言語かということは、少し混乱しているところがある。

次回4回目の話の中では、言語と意思疎通の使い分けについて、明確にさせていただいた上で教えていただきたいということを、事務局から伝えていただき、整理ができるのではないかと思った。

(委員)

私は言語とはコミュニケーションの道具であると思うが、ろうあ協会の方は、言語は文化だということを思っておられるのかと思う。それであれば、少しわかるかなと思う。

他の障害を知らないということについて、先日、発達障害はダウン症のことかと聞かれ、逆に発達障害のことを何も知らないと思ったので勉強してほしい。

○ 次回の予定については未定（今後、日程調整を行う）

以上